

神労基発 0707 第1号  
平成28年7月7日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会  
会長 殿

神奈川労働局労働基準部長



### 製造業における未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進について

日ごろから労働基準行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき感謝申し上げます。

今般、別添のとおり「製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」を作成いたしましたので、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、会員団体及び会員が参考する機会、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え、周知していただき、派遣労働者を含め、未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進が図られますようお願い申し上げます。

#### (別添) 製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

経験年数の短い未熟練労働者（※）は、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況に鑑み、特に製造業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つものとしています。

本マニュアルは、①企業における安全衛生教育担当者が教育を行う時に留意すべき事項、②安全衛生教育で用いるパワーポイント資料、③上記パワーポイント資料についての講師用の解説からなり、厚生労働省ホームページに掲載しています。（なお、②のパワーポイント資料は、編集可能です。）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

（※）正社員のみならず、パート、アルバイトや派遣労働者等非正規雇用労働者を含め、年齢、性別等問わず、新規採用の方をはじめ、経験年数の短い未熟練労働者のすべての方が対象となります。